

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主低圧タービン内部車室点検時、ハンドホール締付ボルトにカジリによる固着が認められたため、当該ボルトを交換	D	
2	1号機	パワーセンタ（1B-5B）気中しゃ断器の点検時、盤内テスト操作スイッチのハンドルに破損が認められたため、当該ハンドルを修理	D	
3	1号機	主低圧タービン（B）ダイヤフラム下半の浸透探傷検査時、水平面及びノズル面に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
4	1号機	主高圧タービンダイヤフラム上半の浸透探傷検査時、水平面に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
5	1号機	パワーセンタ（1B-6A）気中しゃ断器の点検時、補助スイッチに接点不良が認められたため、当該スイッチを修理	D	
6	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-39）の窒素ガス充填弁の漏えい試験時、弁本体取付部より窒素ガス漏えい（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
7	1号機	高圧注水系空気作動逆止弁バイパス弁の駆動部点検時、ナット座面に摩耗が認められたため、当該ナットを交換	D	
8	1号機	非常用ディーゼル発電機（1B）運転試験時、逆電力継電器の動作不良による発電機ロックアウトリレー作動が認められたため、対応検討	C	
9	2号機	所内ボイラ重油バーナにおいて、バーナ本体内の接続部に緩みが認められたため、当該バーナを修理	D	
10	3号機	超高圧開閉所圧縮空気系（No. 9）空気貯槽タンクのドレン弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	4号機	残留熱除去ポンプ（D）用電動機の点検時、ロータバー（回転子コイル留めくさび）に緩みが認められたため、当該部を修理	D	
12	4号機	給水加熱器（1B・1C）胴体ドレン弁の点検時、弁座シート面のステライト盛金厚さに不足が認められたため、当該シート面を修理	D	
13	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器出口圧力計の点検時、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を修理	D	
14	6号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機ディーゼル機関冷却水ポンプにおいて、グラウンド受けドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
15	6号機	原子炉冷却材浄化ポンプ（A・B）室内監視用モニタ（ITV）において、映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
16	6号機	タービン建屋排気ファン出口サンプル弁ラックにおいて、サンプル入口弁操作ハンドルの破損が認められたため、当該操作ハンドルを点検・修理	D	
17	集中環境施設	使用済燃料共用プール設備キャスクベント液位検出器において、動作不良が認められたため、当該検出器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで